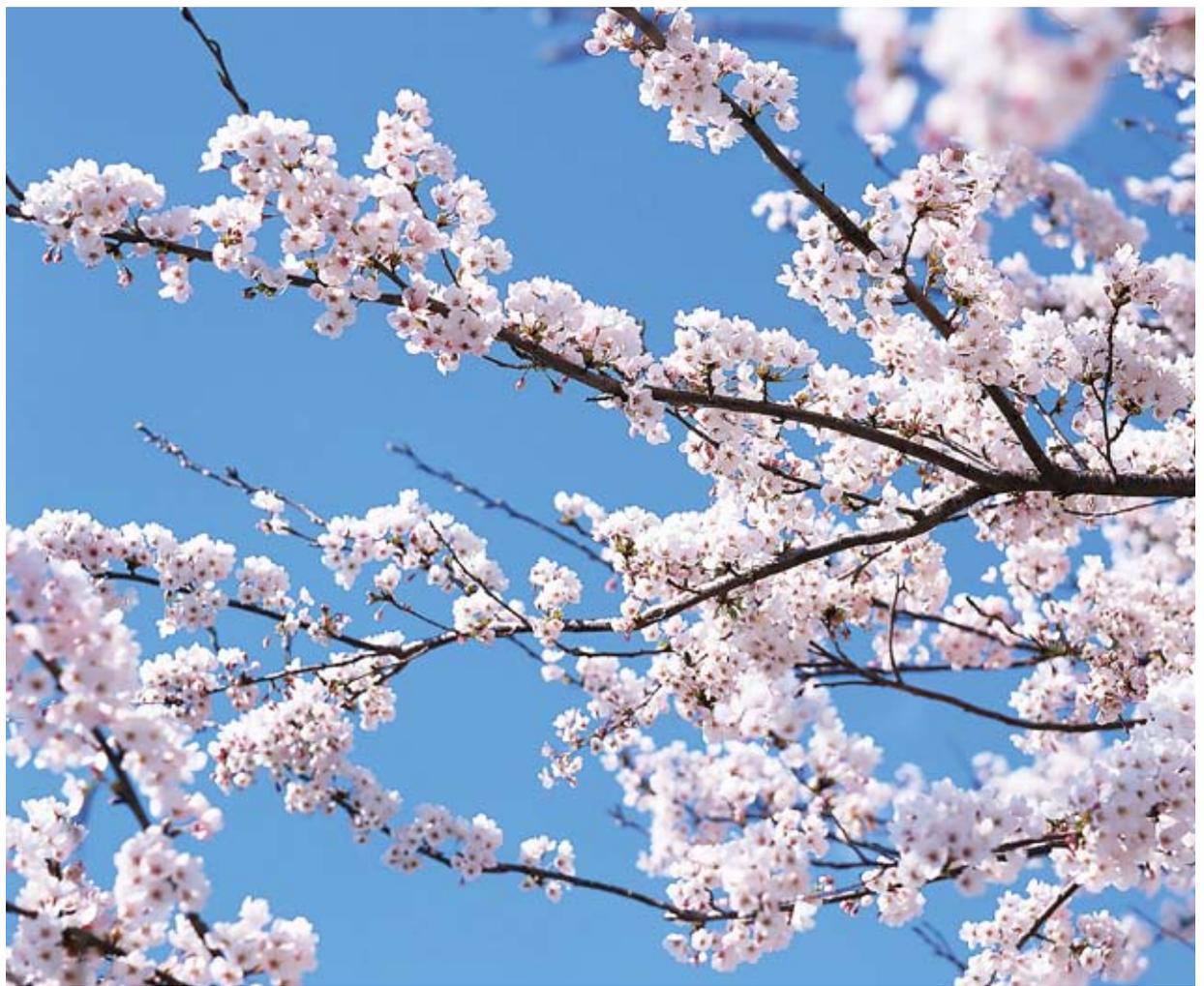


■———職場内で回覧しましょう

被保険者が退職したときは、健康保険被保険者証(カード)を確実に回収して返納してください



桜

- 資格喪失届は速やかに提出しましょう
- 平成29年8月1日より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されます。
- 全国の年金事務所で年金の予約相談を実施しています。
- 平成29年3月分(4月分納付分)～の協会けんぽの保険料率についてお知らせします。
- 健康保険等に関する申請先について
- 海遊館入館補助券
- 社会保険事務講習会のご案内

●次のホームページにおいても、社会保険に関する情報を掲載しております。

奈良県社会保険協会ホームページ
奈良県社会保険協会 検索

日本年金機構ホームページ
日本年金機構 検索

協会けんぽ奈良支部ホームページ
協会けんぽ 奈良 検索

健康保険被保険者証(カード)は、受診の都度保険医療機関に提出しましょう

資格喪失届は速やかに提出しましょう

健康保険・厚生年金保険の被保険者は退職・死亡などの翌日にその資格がなくなります。

事業主・被保険者の方は、**事実発生日から5日以内**に「被保険者資格喪失届」（以下、「資格喪失届」）を管轄の年金事務所（郵送の場合は事務センター）に提出してください。

◎「資格喪失届」に記入する被保険者の「資格喪失年月日」は、次の表のとおりとなっています。提出される際に、改めて確認、記入誤りのないようお届け下さい。

| 資格がなくなる事由 | 資格喪失年月日 |
|--|----------------------|
| 退職・死亡により資格を喪失する場合 | 退職日または死亡日の 翌日 |
| 70歳到達により、厚生年金保険の資格を喪失する場合 | 70歳の誕生日の 前日 |
| 75歳到達により、後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得して健康保険の資格を喪失する場合 ※あらかじめ情報が印刷された資格喪失届又は被扶養者異動届が事業主あてに送付されます。 | 75歳の誕生日の 当日 |

資格喪失届の添付書類

● 健康保険被保険者証（被保険者・被扶養者とも）

添付できないときは次の①又は②のいずれかの方法によりご対応ください。

- ① 「健康保険被保険者証 回収不能・滅失届」を提出する
- ② 「資格喪失届」の備考欄に添付できない理由を記入する

※70歳に達したことにより厚生年金保険の被保険者資格を喪失する場合は、健康保険被保険者証を添付する必要はありません。

● 健康保険高齢受給者証

70歳から74歳の被保険者・被扶養者には「健康保険高齢受給者証」が交付されていますので、忘れずに添付してください。

● 「資格喪失年月日」から**60日以上経過した「資格喪失届」を提出する場合は、以下の事実発生日を確認できる書類**の添付が必要となります。

| 対象者 | 必要な書類 |
|-------------------------------|--|
| 被保険者が法人の役員以外の場合 | 退職月の賃金台帳の写し及び出勤簿の写し（事実発生日の確認ができるもの） |
| 被保険者が法人（株式会社・特例有限会社を含む）の役員の場合 | 株主総会の議事録の写しまたは役員変更登記の記載がある登記簿謄本の写し（事実発生日の確認ができるもの） ※その他の法人の役員の場合はこれらに相当する書類 |

平成29年8月1日より、年金受給資格期間が 25年から10年に短縮されます。

- 「年金機能強化法」による老齢基礎年金等の受給資格期間短縮にかかる施行期日について、「消費税率が10%となる日」から「平成29年8月1日」に改める「年金機能強化法改正法」が平成28年11月24日に公布されました。これにより平成29年8月1日から 年金受給資格期間が25年から10年に短縮される こととなりました。

※ 「受給資格期間（年金を受け取るために必要な資格期間）」とは

- ・ 保険料を納めた期間
- ・ 保険料を免除された期間
- ・ 合算対象期間

の合計期間です。合算対象期間とは受給資格期間に含まれますが年金額には反映されない期間であり、代表的なものは次のような期間です。

《合算対象期間の例》

- ① 昭和36年4月から昭和61年3月までの間に、厚生年金保険・船員保険・共済組合に加入している方の配偶者が国民年金に任意加入しなかった期間、または任意加入したが保険料を納付しなかった期間。
 - ② 昭和36年4月以降、海外在住者、学生などが国民年金に任意加入しなかった期間、または任意加入したが保険料を納付しなかった期間。
*平成3年4月からは、20歳以上の学生はすべて、国民年金に加入することになっています。
 - ③ 厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受け取った期間のうち、昭和36年4月以降の期間。
(大正15年4月2日以降に生まれた方で、昭和61年4月から65歳になるまでの間に、国民年金の保険料納付済期間および保険料免除期間を有する方に限ります。)
- ※ ①、②は20歳以上60歳未満の期間に限ります。

- その他の合算対象期間やご自身の年金受給資格期間の確認については年金事務所へご相談ください。

今回の法改正に伴い、新たに年金を受けられるようになった方が年金事務所へ多数ご来所されることで、窓口が非常に混雑することが予想されます。
ご来所される際には、事前の電話予約をお願いいたします。



全国の年金事務所で

年金の予約相談

を実施しています。



ご予約いただくと…

- ① お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます！
- ② 相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！



予約の申し込みは
「ねんきんダイヤル」へ！

0570-05-1165

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

奈良支部の加入者・事業主の皆さまへ

平成29年3月分(4月納付分)~の 協会けんぽの保険料率について お知らせします。

奈良支部の健康保険料率は変更となります。
介護保険料率も変更となります。
皆さまのご理解をお願い申し上げます。

| | | |
|---|-------------------------|--|
| 給与・賞与の 9.97% 平成29年 2月分 (3月納付分) まで | 健康 保険料率 → | 給与・賞与の 10.00% 平成29年 3月分 (4月納付分) から |
| 給与・賞与の 1.58% 平成29年 2月分 (3月納付分) まで | 介護 保険料率 → | 給与・賞与の 1.65% 平成29年 3月分 (4月納付分) から |

※ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※ 賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

なお、平成29年度の都道府県ごとの健康保険料率は、支部別に「引上げ」「据え置き」「引下げ」に分かれます。

特定保険料率・ 基本保険料率とは

健康保険料率(10.00%)のうち、6.27%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.73%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

介護保険制度・ 介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)の介護保険料(労使折半)等により支えられています。

- ★ 保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。
- ★ 健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

加入者の皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが
保険料率の上昇を抑える大きな力になります。



健康保険等に関する申請先は下記のとおりです

ご提出先

全国健康保険協会 奈良支部
〒630-8535
奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル4階

健康保険の給付（傷病手当金等）
や任意継続（退職後の健康保険）
に関するお届けはこちらです！

- 健康保険被保険者証**再交付**申請書
- 健康保険高齢受給者証再交付申請書

- 傷病手当金**支給申請書
- 療養費**支給申請書
- 高額療養費**支給申請書
- 限度額適用認定**申請書
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 特定疾病療養受療証交付申請書
- 第三者（他人）等の行為による傷病（事故）届

- 出産手当金**支給申請書
- 出産育児一時金**支給申請書

- 生活習慣病予防健診申込書
- 特定健康診査受診券申請書

- 埋葬料（費）**支給申請書

- 任意継続被保険者**資格取得**申出書

ホームページURL

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ

ご提出先

〒541-8533
日本年金機構 大阪広域事務センター
※郵便番号と事務センター名のご記入のみで届きます。
※郵送専用の窓口です。ご相談及びお問い合わせは
管轄の年金事務所へ

ご在職中の方の健康保険・厚生年
金の加入・資格喪失・報酬に関す
るお届けはこちらです

- 被保険者**資格取得**届

- 健康保険**被扶養者（異動）**届
(国民年金第3号被保険者関係届書)

- 被保険者**住所変更**届
- 被保険者**氏名変更（訂正）**届

- 年金手帳再交付申請書

- 被保険者報酬月額**算定基礎**届
- 被保険者**報酬月額**変更届
- 被保険者**賞与**支払届

- 産前産後休業取得者申出書
- 産前産後休業終了時報酬月額変更届
- 育児休業等取得者申出書（新規・延長）
- 厚生年金保険養育期間
標準報酬月額特例申出書
- 被保険者育児休業等終了時報酬月額変更届

- 被保険者**資格喪失**届

- 適用事業所所在地・名称変更（訂正）届
- 事業所関係変更（訂正）届

ホームページURL

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構



ご提出は
どちらも郵送で
お願いいたします

従業員の
採用

変更・訂正

再交付

給与・賞与

病気・ケガ・
入院等

出産・
育児休業

健康診査

退職・死亡

退職後の保険
(任意継続)

事業所に
関するもの



協会けんぽでは、お客様にご足労をおかけしなくてすむよう、
申請書の郵送による提出をお願いしております。





海遊館入館補助券

会員事業所に勤務されている被保険者の方と
 そのご家族を対象に、**入館補助券**による助成
 を行います。



- **場 所** **海遊館** <http://www.kaiyukan.com/>
 大阪市港区海岸通り1-1-10(地下鉄中央線「大阪港」駅下車、徒歩約5分)
- **申 込 資 格** 奈良県社会保険協会の **平成29年度会員事業所** の被保険者とその家族
- **定 員** **先着1,500名** (※定員に達し次第締め切ります)
- **割 引 料 金**
おとな (16歳以上又は高校生以上) **1,700円** (※一般料金 2,300円)
こども (小・中学生) **800円** (※一般料金 1,200円)
幼 児 (4歳以上小学生未満) **400円** (※一般料金 600円)
 ・入館券購入窓口で、入館補助券を添えて(割引)料金をお支払いください。
- **申 込 方 法**
 ① **海遊館入館補助券申込書** (コピー可)
 ② **平成28年度の協会年会費** (29年6月以降の申込については29年度協会会費)
をお支払いいただいた受領証(控)のコピー
 ③ 宛先を明記した返信用封筒 (※切手貼付のこと)
 ①~③を**同封**のうえ、「(一財)奈良県社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。
 (注) 申込書に記入もれや、返信用封筒が同封されていない場合、又、FAXでのお申込みの受付はできませんのでご注意ください。
- **補助券有効期間** 平成29年4月1日(土)から平成30年3月31日(土)まで有効

お申し込み先 一般財団法人 **奈良県社会保険協会**
 〒630-8241 奈良市高天町22-2 明治安田生命奈良ビル3階 TEL0742-20-6710

----- キ リ ト リ 線 -----

海遊館入館補助券申込書

事業所名称

事業所所在地 (〒 -)

[電話番号 ()]

| 健康保険被保険者証 記号・番号 | 氏 名 | 券 種 | 本人・家族別 | 健康保険被保険者証 記号・番号 | 氏 名 | 券 種 | 本人・家族別 |
|--------------------|-----|------------|--------|--------------------|-----|------------|--------|
| | | (いずれかに○を) | | | | (いずれかに○を) | |
| | | おとな・こども・幼児 | 本人・家族 | | | おとな・こども・幼児 | 本人・家族 |
| | | おとな・こども・幼児 | 本人・家族 | | | おとな・こども・幼児 | 本人・家族 |
| | | おとな・こども・幼児 | 本人・家族 | | | おとな・こども・幼児 | 本人・家族 |
| | | おとな・こども・幼児 | 本人・家族 | | | おとな・こども・幼児 | 本人・家族 |
| | | おとな・こども・幼児 | 本人・家族 | | | おとな・こども・幼児 | 本人・家族 |

※申し込みされる方全員(家族含む)のお名前をご記入ください。

【おとな(16歳以上または高校生以上の方)・こども(小・中学生)・幼児(4歳以上小学生未満)】

| | | | | |
|---|------|-----------|----|--------------|
| 協会年会費の受領証(控)コピーが添付できない 場合、右の欄にご記入ください。 | 月 日に | 郵便局 銀行 | にて | 振込予定 振込済み |
|---|------|-----------|----|--------------|

◎年会費のご入金確認後「海遊館入館補助券」を送付いたします。

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

平成29年度

社会保険事務講習会のご案内

(一財)奈良県社会保険協会では、健康保険及び厚生年金保険制度の普及発展を目的として、新たに社会保険に加入された事業所の事務担当者、及び新しく事務担当になられた方を対象に社会保険事務講習会を下記の日程で開催いたします。

なお、説明会場には駐車場の確保をいたしておりませんので、車でのご来場はご遠慮ください。

内 容

健康保険・厚生年金保険制度のしくみ

(事務手続き及び給付事務を含む)

日時・場所

奈良会場 <定員200名>

平成29年5月10日(水)
午後1時30分～4時00分

奈良県文化会館
小ホール

(奈良市登大路町6-2)
TEL 0742-23-8921

橿原会場 <定員200名>

平成29年5月12日(金)
午後1時30分～4時00分

奈良県社会福祉総合センター
5階 研修室B・C

(橿原市大久保町320-11)
TEL 0744-29-0111

* 定員になり次第締切らせていただきます。

講 師

日本年金機構職員・全国健康保険協会奈良支部職員

応募方法

「社会保険事務講習会」に参加ご希望の方は4月24日(月)まで「社会保険事務講習会参加申込書」に必要事項を記入の上、下記まで官製ハガキ又はファックスでお申し込みください。



参加費用

無料

申込及び お問合せ

(一財)奈良県社会保険協会

〒630-8241 奈良市高天町22-2 明治安田生命奈良ビル3階
TEL 0742-20-6710 FAX 0742-20-6711

✕きりとり線

「社会保険事務講習会」参加申込書

| | | | | | |
|-------|---|-------|----|----|-----|
| ふりがな | | 年齢 | 歳代 | 性別 | 男・女 |
| 参加者氏名 | | | | | |
| 事業所名 | | | | | |
| 所在地 | 〒 | | | | |
| 電話番号 | | | | | |
| 参加希望日 | 月 | 日 () | | | |
| 備考 | | | | | |

*参加希望者ごとにご記入ください。*上記情報は、申込・受付事務及び当協会加入勧奨業務以外には使用いたしません。

年金にかかるお手続き・年金相談は……

街角の年金相談センター奈良

(日本年金機構奈良年金相談センター) を是非、ご利用ください。

国民年金・厚生年金についての年金記録確認・年金相談・請求及び手続き全般業務について行なっています。

相談時間 月曜日～金曜日(土日・祝日は休み)
午前8時30分～午後5時15分

所在地 〒630-8115
奈良市大宮町4-281 新大宮センタービル1階
☎予約専用 0742-36-6501

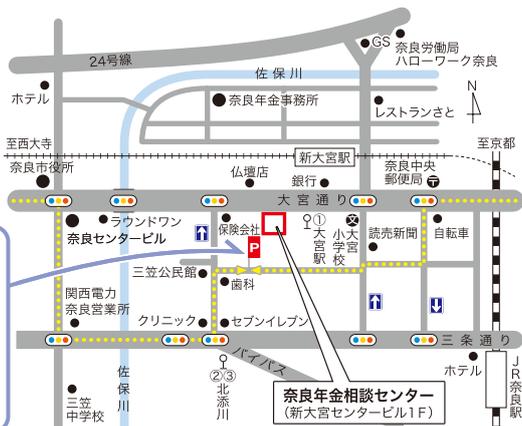
●公共交通機関を利用される場合

- 近鉄新大宮駅より徒歩5分
- 近鉄奈良駅よりバス①『大宮駅』下車
- JR奈良駅よりバス②③『北添川』

●お車を利用される場合

- 生駒、西大寺方面から市役所の信号を右折
- 県庁方面から奈良中央郵便局前信号を左折

※駐車場では、必ず黄色線枠内の指定番号を使用してください。



ポン太くんの社会保険クイズ



【問題】

次の3つの申請書・届出書のうち、提出先が全国健康保険協会となる申請書・届出書はどれでしょうか？

- ①被保険者資格取得届
- ②健康保険被扶養者(異動)届
- ③健康保険被保険者証再交付申請書

【応募方法】 個人情報以外の使用しません。

ハガキに答え、事業所名、事業所所在地、氏名、年齢を明記のうえ、どしどしご応募ください。正解者の中から1人の方に「オムロン手首式血圧計」をさしあげます。

【宛先】

〒630-8241
奈良市高天町2-2
明治安田生命奈良ビル3F
(一財)奈良県社会保険協会
「ポン太くんの社会保険クイズ3月号」係

【締切】

3月31日当日消印有効

【1月号の答え】

②10年

【1月号当選者】

平田 明美さん



3月の運勢

| 五行易占い | 吉方位 | 吉数 | 健康 | 金運 | 恋愛 |
|-------------------|---------|-------|----|----|----|
| 1月生 期待とあせり時を待つ試練 | 南東 | 3 | ○ | ○ | △ |
| 2月生 良い出会いアピール上手に | 東南 & 南西 | 5 & 6 | ○ | ○ | △ |
| 3月生 買い物運○情報創造力へ | 南東 | 3 | ○ | ○ | ○ |
| 4月生 相手に合わせて独断は災難 | 南 | 4 | ○ | ○ | ○ |
| 5月生 多少の出費より協調性大切 | 東南 & 南西 | 5 & 6 | ○ | △ | × |
| 6月生 グルメ旅で人脈広がる暗示 | 南 | 4 | ◎ | ◎ | △ |
| 7月生 固まらず体動かし特技発見 | 北 | 9 | ○ | △ | × |
| 8月生 夢の成就目指し始動する時 | 北西 | 10 | ○ | △ | ○ |
| 9月生 相手を応援して自分も成長 | 東北 | 1 | ○ | ○ | △ |
| 10月生 金運創造性○運動不足注意 | 東北 | 1 | ○ | ○ | ○ |
| 11月生 多忙で混乱繰り返す慎重に | 東 | 2 | △ | ○ | △ |
| 12月生 新ポストで成長実力を発揮 | 西 | 8 | ○ | ○ | ○ |

招福開運館 星都&東大阪五行易教室 入庵 榛 日

歴史探訪

ウォーキング スポット

10 大和王権発祥地 初瀬谷から山の辺



桜井市朝倉から北へ、天理市柳本まで歩いて行こう。この地域は古代の大和を代表する顔である。四世紀初頭に強力な権力があがり、それが大和王権として確立する。裏付けるように遺跡や巨大古墳がたつぷり存在する。神話や伝承もそれらに絡んでロマンをかき立てる。歩いて楽しい歴史の道。行程は約一二km。

長田光男氏著書「歴史探訪 健康ウォーキング」より抜粋 オールカラー/64頁